



平成 28 年 4 月 28 日

女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主は、「一般事業主行動計画」を平成 28 年 4 月 1 日までに都道府県労働局に提出することが義務付けられました。

このことを受けて、本学では、大学全体の取り組みとして、女性の個性と能力が十分に発揮できることに加えて、職場全体のより働きやすい環境を整えるべく、「女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画」を策定し、広島労働局へ届出をしました。

本学の取組については、別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

財務・総務室

人事部人事グループ

島原 由起

TEL:082-424-4355

FAX:082-424-4428

女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画

女性が輝く みんなが輝く 広島大学

女性が、職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年8月28日に制定されました。

広島大学では、大学全体の取り組みとして、女性の個性と能力が十分に発揮できることに加えて、職場全体のより働きやすい環境を整えるべく、「女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画」を次のように策定します。

なお、この計画は、全10年間のうち、前半の6年間に係るものです。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間

2. 内 容

目標1 女性教員の割合を20%程度にする。

（取組内容）

- 女性教員限定公募を実施する。（実施中）
- 女性教員の増加状況を学内の構成員が意識できるように、女性教員の採用割合を定期的に公表する。（実施中）
- 女性教員同士の交流機会の提供やネットワークづくりを支援する。（実施中）

目標2 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を70%以上とする。

（取組内容）

- 両立支援の一環として、多様化するライフスタイルに対応するため、柔軟な勤務形態を整備する。（平成28年4月～）
- 両立支援制度の活用を推進するとともに、活用状況について検証し、制度を活用しやすい環境を整える。（平成29年10月～）
- 教職員を対象としたマタハラ・セクハラ防止のための研修を行う。（実施中）

目標3 女性管理職の割合を20%程度にする。

（取組内容）

- 管理職に対する女性部下の育成に関する意識啓発を行う。（平成28年12月～）
- 学内の女性管理職をロールモデルとして紹介する。（平成28年10月～）